

「指定通所介護重要事項」

内容現在日：令和6年10月1日

1. 事業者

法人名	社会福祉法人平戸市社会福祉協議会
法人所在地	長崎県平戸市岩の上町1466番地
電話番号	0950-22-2180
代表者氏名	会 長 宮 本 照 芳
設立年月日	平成17年9月1日

2. 事業所の概要

事業所名	平戸市社協通所介護平戸事業所
所在地	長崎県平戸市岩の上町1466番地
電話番号	0950-22-2180
管理者	山下 映子
サービス実施区域	平戸市全域 ※要請があれば、他地域についても実施いたします。
定 員	30名（通常規模型通所介護）
開設年月日	平成17年9月1日
事業所の種類	指定通所介護事業所（長崎県第4270700430号）

3. 事業所の目的・運営方針

事業所の目的	事業所の従事者が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする
運営方針	本事業所の通所介護従事者は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行なう本事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所が行なっている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・介護予防通所介護事業（平成18年4月1日指定 長崎県指定第4270700430号）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(サービスA)(平成29年4月1日指定 平戸市指定4270700430)

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建 （耐火建築物）
-----	-----	-----------------------

(2) 主な設備

	部屋数	備 考	
食 堂	1 室	食堂兼機能訓練室	1 室
機能訓練室	1 室		
静養室	1 室		
相談室	1 室		
便 所	6 箇所	内、身体障害者用 2 箇所	
浴 室	2 箇所	リフト浴設置	
送迎車	5 台	リフト車 (普通車 1 台・軽車 1 台)	

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	営 業 時 間
日曜日～金曜日 (12月31日～1月3日を除く)	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
通所介護サービス提供時間 (基本)	午前 9 時 3 0 分～午後 4 時 4 0 分
※ 営業時間・サービス提供時間については、特別の必要がある場合この限りでは、ありません、事業者又は、平戸市社協通所介護平戸事業所まで、ご相談ください。	

6. 職員の配置状況

- (1) 当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(職員の配置については、指定基準を遵守しています)
- (2) 当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、指定基準を遵守し配置しています。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者	介護福祉士 看護師	1 名		従事者の管理 事業の利用調整	1 名
生活相談員	介護福祉士	4 名		相談援助等の指導	4 名
看護職員	看護師 (准看護師)	2 名		健康管理 機能の減退を防止	2 名
機能訓練指導員					
介護職員	介護福祉士	5 名	2 名	サービス提供	1 5 名
	初任者研修 2 級課程修了者	2 名			
	その他		6 名		

7. 各職種の勤務体制及び職務内容

職 種	職 務 内 容
管理者	事業所の従事者の管理、本事業の利用の調整及び自らも通所介護の提供にあたるものとする。又、事業の実施状況を把握して、利用者またはその家族に対し内容等について説明を行なう。
生活相談員	利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者又は家族に対して相談援助等の指導を行なう。
看護職員	看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう
介護職員	介護職員は、指定通所介護の提供にあたる

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その1割から3割の額とする。

加算対象サービスについては、利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議した上で通所介護計画に定めます。

サービス1日当たりの利用料金（介護給付では、ご利用時間帯の違いによりサービス利用料が異なってきます。）

<「指定通所介護」重要事項説明書（表1）の通りご負担いただきます>

(1) 介護給付費対象サービス内容（利用料金の7割から9割が介護保険から給付されます）

サービスの種類	サービスの内容
相談・援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
日常動作訓練	生活能力の維持・向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上する為の訓練を行います。
介護	利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な援助を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為の適切な援助を行います。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。
食事サービス	食事の準備、介助を行います。 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取って頂きます。 食事時間 12:00～13:00
送迎サービス	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。 (但し、通常の実施区域外からご利用の場合は、交通実費をご負担頂きます 詳しくは、(2) 実施地域外の送迎サービス費に記載)
入浴介助加算	安全に入浴が出来るよう、必要な援助、見守りを致します。

サービス提供体制強化加算Ⅰ	提供を行う職員の勤続年数の状況により加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	人材を確保して、適切なサービスの質を保つという目的で加算されます。
通所介護科学的介護推進体制加算（ライフ加算）	サービスの質の向上を図る取り組みを評価する目的で加算されます。 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出いたします。 【※令和6年11月1日～】

(2) 介護給付費対象外サービス内容（利用料金の全額がご契約者の負担となります。また費用の支払いを受ける場合利用者または、その家族に対し文章にて説明し同意を得ます。）

サービスの種類	サービスの内容	金額
介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者負担となります。	介護保険給付の支給限度額超過分全額
食事サービス	利用者に提供する食事の材料費や調理等の費用です。	1食当たり 500円
創作的活動	創作的活動を行う上で負担して頂くことが適当である費用です。	実費
複写物の交付	利用者は、サービス提供に関する記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活用品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担いただくのが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
実施地域外の送迎サービス費	通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点から、その実費を徴収致します。実費の徴収については、車を使用した場合、下記の通りです。	
	距離（片道）	
	5キロ未満	200円
	5キロ以上10キロ未満	400円
	10キロ以上15キロ未満	600円
以後5キロ増すごとに200円を加算する。 有料道路を使用しないといけない場合は、別途通行料を加算する。 車両を使用していくのが困難で、公共交通機関を利用することが、社会通念上妥当と判断される場合は、その料金と致します。		

(3) 利用料のお支払い方法

毎月中旬までに前月分の請求を致しますので、当月末日までにお支払いください。
お支払い方法は、現金集金、口座自動引き落としのうち、ご契約の際にお選びください。
*口座自動引き落としがご利用できる金融機関（十八親和銀行・郵便局）です。その他の機関をご利用の方は、当事業所までご相談ください。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先：0950-22-2180 当事業所の休日にご注意ください)

- ①ご利用の12時間前までにご連絡を頂いた場合、当該基本料金の50%を頂きます。
- ②ご利用の12時間前までにご連絡を頂かなかった場合、当該基本料金の100%を頂きます。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りでは、ありません。
- ③キャンセル料のお支払い方法は、8.(4)と同様といたします。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの開始については、電話などで気軽にご相談ください。当事業所職員がご説明に伺います。

- ①要介護認定を受けておられる方は、居宅サービス計画(ケアプラン)を依頼されている場合事前に介護支援専門員にご相談ください。計画に沿ってサービスを提供いたします。
- ②要介護認定を受けておられる方でまだ居宅介護支援事業者に依頼されていない方は、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援をおこないます。要介護認定を受けておられない方については、その他必要な支援をおこないます。

(2) 利用の際の留意事項

- ①入浴サービスを利用する際は、健康チェックを受け何らかの異常が認められた場合は、中止する。
- ②機能訓練室を利用する際は、無理な訓練を避け従事者の指示に従うこと。
- ③送迎サービスを利用する際は、利用日に支障がある場合は、必ず連絡を取ること。全ての従事者の指示に従うこと
- ④当センターを利用する際、故意に施設設備を壊したり汚したりした場合、ご契約者の自己負担により現状に復して頂くか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ⑤当センター内での喫煙は、禁止です。決められた場所で喫煙していただきます。

(3) サービスの終了

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが以下の場合サービスの終了となります。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 介護認定によりご契約者が自立又要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散又破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は、契約解除の申し出があった場合

契約の有効期間であってもご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の前までに解約届出書を事業所にご提出ください。

但し以下の場合には、即時に契約を解除することが出来ます。

- ・ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・ ご契約者が入院された場合
- ・ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

- ・ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が故意又過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

以下の場合には本契約を解除させていただくことがあります。

- ・ ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・ ご契約者及び契約者のご家族が、故意又は、重大な過失により事業者又は、サービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は、著しい不信行為を行うなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ場合

10. 秘密の保持

従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容に定めるものとします。

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。またサービス担当者会議など、ご契約者にかかわる他の介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、ご契約者又は、その家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

<p>当事業所ご利用相談窓口</p>	<p>苦情受付担当者 主 任 山下映子 苦情解決責任者 事務局長 濱崎隆広 ご利用時間 8：30～17：30 電話番号 0950-22-2180 担当者が不在の場合は、事業所までお申し出ください。</p>
<p>第三者委員</p>	<p>本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。 利用者は、本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。 山口 龍一郎 氏 船原 正司 氏 ※連絡先につきましては、本会までお問い合わせください。</p>

平戸市役所長寿保険課	所在地 平戸市岩の上町1508番地3 電話 0950-22-4111
長崎県国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8番地2 電話 095-826-7291
長崎県運営適正化委員会 (運営適正化委員)	所在地 長崎市茂里町3番24号 電話 095-842-6410
苦情の処理体制・手順	1利用者(苦情) 2苦情受付担当者 3苦情解決責任者へ報告 (必要に応じ「第三者委員」に状況を報告) 4協議 5回答

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	窓口相談者 事務局長 濱崎隆広 ご利用時間 8:30~17:30 電話番号 0950-22-2180
--------------	--

1 2. 緊急時、非常時、事故発生時の対応

- (1) 通所介護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に必要な措置をとる又利用者の家族、管理者に連絡を行います。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は、過失によらない場合は、この限りでは、ありません。

1 3. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画に則り、年1回、避難・防災訓練(火災・地震等)を実施いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・カーテン等は防火性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄 (その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
消防計画	消防署への届出日： 令和6年5月1日 防火管理者： 榎屋仁美
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名： 日本興亜損害賠償保険株式会社 加入保険内容： 社協の保険

1 4. 第三者評価の実施状況

現在、実施していません。

「指定通所介護」重要事項説明書（表1）

1. サービス1日あたりの利用料金について（負担割合により1割～3割のご負担となります）

サービス内容略称		要介護度	ご利用者負担金（1割）
通所介護 I 2 時間減 (利用時間 2時間～3時間未満)		1	272円/日
		2	311円/日
		3	351円/日
		4	392円/日
		5	432円/日
通所介護 I 1 (利用時間 3時間～4時間未満)		1	370円/日
		2	423円/日
		3	479円/日
		4	533円/日
		5	588円/日
通所介護 I 2 (利用時間 4時間～5時間未満)		1	388円/日
		2	444円/日
		3	502円/日
		4	560円/日
		5	617円/日
通所介護 I 3 (利用時間 5時間～6時間未満)		1	570円/日
		2	673円/日
		3	777円/日
		4	880円/日
		5	984円/日
通所介護 I 4 (利用時間 6時間～7時間未満)		1	584円/日
		2	689円/日
		3	796円/日
		4	901円/日
		5	1,008円/日
通所介護 I 5 (利用時間 7時間～8時間未満) ※当通所介護サービスの基本提供時間		1	658円/日
		2	777円/日
		3	900円/日
		4	1,023円/日
		5	1,148円/日
加算 減算	入浴介助加算 I		40円/回
	サービス提供体制強化加算 I		22円/回
	通所介護科学的介護推進体制加算（ライフ加算） 【※令和6年11月1日～】		40円/月
	介護職員処遇改善加算Ⅲ		介護報酬の80/1000
	送迎を行わない場合		－47円/片道